

みなさまの保険情報

INSURANCE INFORMATION

TOPIC

認知症患者を抱える家族が監督責任を問われる時代に?!

～認知症の高齢者が起こした列車事故で家族に賠償命令!!～

2007年12月、愛知県大府市で当時91歳の認知症の男性が線路内に入り、列車にはねられるという死亡事故が発生しました。家族が目を離した一瞬の間をついた、徘徊中に起きた事故でした。

これに対し、鉄道会社は在宅介護をしていた遺族に監督責任があるとして、列車の遅延による損害賠償720万円を請求。名古屋地方裁判所は昨年8月に「注意義務を怠った」として家族に全額賠償を命じました。



家族を法定監督義務者として過失を認定!

要介護4だった父親の面倒をみるために長男家族は近くに転居するなど献身的に努めていましたが、判決では、長男を法定監督義務者等に準ずる者とした上で、「民間のホームヘルパーを依頼したりする

など、父親を在宅介護していく上で支障がないような対策を具体的にとることも考えられた」として、長男の過失を認定しました。また、父親から目を離した母親にも過失による賠償責任を認めました。

家族や地域で高齢者を見守るとともに、個人賠償責任に対する備えも!

超高齢社会を迎えた日本。今や65歳以上の高齢者人口は24%を超えています。2013年に公表された厚生労働省研究班の調査によると、高齢者の15%、85歳以上では40%以上の人認知症を患っていると診断されています。そのうち在宅介護は半数を超えており、もはや認知症老人の在宅介護はごく身近な問題になっています。

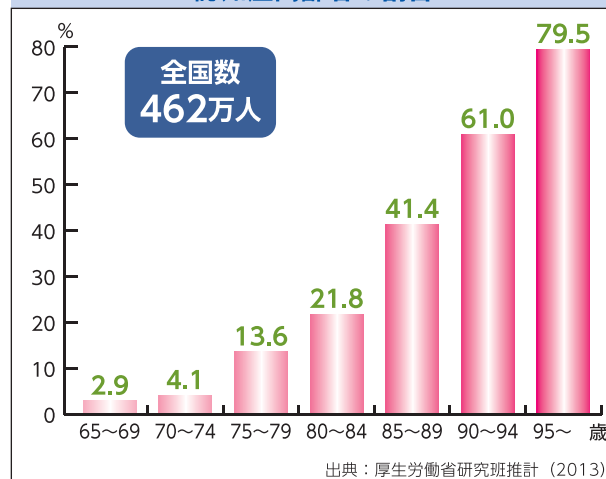
さらに、厚生労働省は平成25年度から、病院や施設中心の認知症ケアを、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるように在宅介護にシフトさせ

る内容の施策（オレンジプラン）をスタートさせています。

今回の判決に対



認知症高齢者の割合



し、遺族は控訴中であり、最終的な判断が下されたわけではありませんが、監督責任により損害賠償責任が問われる時代においては、家族や地域で高齢者を見守ることはもちろん、各々が個人賠償責任に対する補償を備えることも大切です。

～「先進医療に係る治療費と民間保険」～

ワイズライフFPコンサルタント 代表 山中 伸枝

国の健康保険制度では、医療費の自己負担は3割です。また月の自己負担上限額は約9万円と設定されており、3割負担部分がこの額を超えたとしても、超過部分は自己負担しなくよいことになっています（所得区分一般の場合）。

高額な先進医療に係る治療費は全額自己負担！

しかしすべての治療に健康保険が使えるわけではありません。治療の内容によっては、健康保険が使えず全額自己負担になるものがあります。その中でも時に高額になってしまうものに「先進医療」があります。先進医療とは厚生労働大臣が定める高度の医療技術を用いた療養で、保険給付の対象にするかどうかを検討する「評価療養」のひとつです。がんの治療に用いられることも多く、平成26年2月1日現在69種類あり、受けられる医療施設も限られています。

例えば先進医療の中でも重粒子線治療と呼ばれる治療の費用は300万円に及ぶこともあり、先進医療の中でも特に高額な治療として知られています。重粒子線治療は、放射線治療に比べるとがんを治す可能性も高く、ま

た副作用も少ないので、この治療で病気が治るならと期待を寄せる患者さんも多いことでしょう。

先進医療の治療費部分は、他の健康保険給付の対象医療費とは別で全額自己負担とされるので（図参照）、最近ではこの費用を補うための民間の医療保険、あるいはがん保険が注目されています。もしもの時は費用を心配することなく最善の治療を受けたいという方は民間保険への加入を検討してみるのもよいでしょう。

外来での治療が増えている先進医療！万一の備えの見直しを!!

がんは日本人の死因の第1位、また2人に1人はがんに罹患する可能性があると言われる昨今、がんは決して他人事ではありません。そのためがん保険に加入され

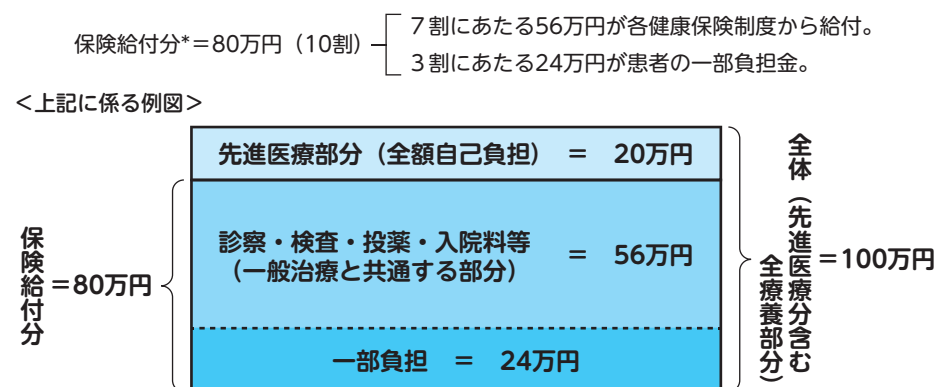
ている方も多いかと思いますが、若い頃に入ったからと安心していても思わぬ落とし穴があるかもしれません。病気に備える保険は、入院1日あたり一定額の給付というような仕組みが一般的ですが、がんの治療に限って言えば前述の先進医療でさえ外来での治療が増えていると言われています。するとせっかく入っている保険も入院しないので、給付の対象とならない可能性もでてくるのです。

また、現代では、がんは死に至る病気ではなく、治療を受けながら生きていく病気に変化してきています。それでも検査や治療で入院退院を繰り返すこともあるでしょうし、それまでのように働けなくなると収入面への影響も深刻になります。医療の進歩に伴い、万が一の備えも見直しが必要です。

医療費に先進医療が含まれる場合の自己負担額

総医療費が100万円、うち先進医療に係る費用が20万円だったケース

1. 先進医療に係る費用20万円は、全額を患者が負担します。
2. 通常の治療と共通する部分（診察、検査、投薬、入院料*）は、保険として給付される部分になります。



※保険給付に係る一部負担については、高額療養費制度が適用されます。

出典：厚生労働省HP

～派遣労働者の労災保険と民事損害賠償～

CS 労務経営研究所 社会保険労務士 三宅 直知

派遣労働者は、雇用契約を結んでいる相手企業（派遣元企業＝人材派遣会社）と、直接仕事の指揮・命令を受ける相手企業（派遣先企業）が異なっているという特殊な雇用形態にあることから、その管理責任は派遣元ばかりでなく、派遣先が負うものもあることを認識しておく必要があります。

●労働安全・衛生管理責任は派遣先企業に

派遣労働者の業務災害に対する補償責任は、労働基準法第8章（災害補償）の規定に従い、雇用関係がある派遣元企業が負うことになります。したがって、実際の業務災害補償は、派遣元企業の労災保険が使われ、支給手続き等も派遣元企業が行います。

労働安全衛生法の適用については、派遣労働者の場合、実際に働いている場所が派遣先企業であり、仕事への指揮・命令も派遣先から直接受けているという実態から、派遣元企業よりも派遣先企業に責任を負わせている部分が多いといえます。

例としては、労働安全衛生法第4章「労働者の危険又は健康障害を防止するための措置」（事業者の講ずべき措置等）第20条は、「事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」として第25条まで具体的に事業者の講ずべき措置を規定していますが、これらの安全管理責任は、労働者派遣法第45条（労働安全衛生法の適用に関する特例等）により雇用関係のある派遣元企業ではなく、派遣先企業が負うことになっています。

だし、被災内容によっては、派遣先、派遣元双方が責任を問われることもあります）。同時に業務災害に対する民事損害賠償請求も派遣元企業ではなく、主として派遣先企業に対して行われるものと認識しておくべきです。

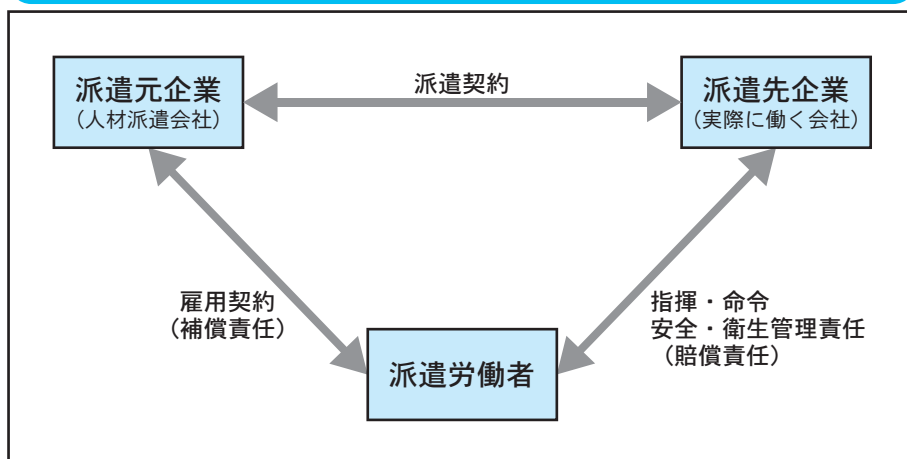
したがって、派遣労働者を抱える企業では、業務災害に関わる民事損害賠償に対する備えとして、「派遣労働者は不担保」では充分なリスク対策とはいえません。企業の雇用状況、就業環境などを充分に把握し、正社員やパートタイマーに限らず、その企業で働く全ての人が担保される補償が必要です。



労働者派遣の契約関係と「補償」と「賠償」

●保障は正社員・パートタイマーだけでなく、派遣労働者を含む全ての人を対象に

つまり、派遣労働者が派遣先企業において業務災害にあった場合、不法行為や安全配慮義務違反に基づいてその責任を追及されるのは、多くの場合が派遣先企業であるということです（た



眠りの「量」よりも「質」を充実させましょう！

睡眠は、脳や身体を休めると同時に健康的な生活を送るためとても重要な働きをしています。不眠で悩む方が多い中、人生の多くを費やす睡眠の「量」よりも「質」を高める方法を探ってみましょう。

睡眠障害について？

睡眠障害とは、「なかなか寝付けない」「夜中に何度も起きてしまう」「いつもよりも早く目覚めてしまう」「時間的には十分に眠っているにもかかわらず眠れていない気がする」など、十分な睡眠が確保されないつらい状況があげられます。

寝不足があると日中の集中力・意欲の低下、倦怠感など体調不良の原因にもなりかねません。このような症状が続くようならお医者様に相談してみましょう。

質のよい眠りの6つのポイント

1. 睡眠のサイクルを確保しよう
……おおよその就寝、起床時間を決めて習慣づけましょう
2. 朝食は、体内時計をリセットできるので摂る習慣をつけましょう
3. 就寝前にカフェイン入り（コーヒー、紅茶、濃い緑茶など）の飲み物は避けましょう

4. 軽い読書、リラックスできる音楽や香りなどを楽しみながら床につきましょう

5. 食事は、炭水化物とたんぱく質（中でもアミノ酸の一種、トリプトファンを含む食品：牛乳、チーズ、納豆、卵、アーモンドなど）をバランスよく取り入れましょう

6. 日中の適度な運動やストレッチ体操を習慣づけましょう

また、部屋の温度・湿度、枕の高さや布団の硬さ、照明など同時に着心地

の良いパジャマでリラックスしながら眠れるように睡眠環境を整えてみるのも質の高い眠りには価値がありそうです。



ぶっかけ風 スタミナうどん

(温出し汁をかけます)

材料：2人分

うどん……………2玉
市販めんつゆ
(希釈後、仕上がり分量として)……………600cc
オクラ……………1袋
塩……………少々
納豆……………2パック
付属のたれ……………2袋
卵黄……………2個



作り方

- ①オクラは、表面を塩でこすって熱湯ですばやく色よくゆでる。茎を取り、細かく刻んでおく。
- ②納豆は、付属のたれを加え混ぜ合わせる。
- ③茹でたうどんを器に盛りオクラ、納豆、卵黄をのせて温めた麺つゆをかけていただく。



損害保険のプロフェッショナル「日本代協認定保険代理士」

みなさまに信頼されるプロ代理店として活躍しています。

平成26年1月1日をもって「日本代協認定保険代理士」が全国で11,734名となりました。



Thanks
Insurance Service

株式会社

サンクス保険サービス

http://thanks-hoken.com/

〒509-0144 各務原市鵜沼大伊木町2丁目67-1

☎ 0120-79-0313 ☎ 058-379-0314



— 契約者・消費者のために！ —

一般社団法人 日本損害保険代理業協会

ホームページアドレス http://www.nihondaikyo.or.jp/



日本代協はチャレンジ25キャンペーンに参加しています。